

3 監 査 第 5 3 号

令和3年8月20日

京丹後市長 中 山 泰 様

京丹後市監査委員 鈴 木 修 一

京丹後市監査委員 松 本 聖 司

令和2年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 2 年度

京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

京丹後市監査委員

令和2年度 財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和2年度京丹後市健全化判断比率について審査した結果は、次のとおりである。

1 審査の対象

令和2年度京丹後市健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 審査の期間

令和3年7月29日から令和3年8月20日

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準 (令和2年度)
① 実質赤字比率	—	—	—	12.46
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.46
③ 実質公債費比率	12.3	12.4	11.4	25.0
④ 将来負担比率	129.2	137.9	127.1	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、実質収支額が8億7,958万5千円の黒字のため△4.31%であり、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が23億7,446万円7千円の黒字のため△11.64%であり、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は12.3%であり、前年度に比べて0.1ポイント減少している。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っていると認められる。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は129.2%であり、標準財政規模の増加などにより、前年度に比べて8.7ポイント減少している。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っているものの、引き続き将来負担を勘案した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に取り組みたい。

財政健全化判断指標である令和2年度京丹後市健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっており「良好」な状態にあるといえるが、依然として厳しい財政状況下にある。

引き続き、自主財源の確保に一層努力され、歳入歳出の両面において、計画的・効率的な行財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度京丹後市資金不足比率について審査した結果、次のとおりである。

1 審査の対象

令和2年度京丹後市資金不足比率

2 審査の期間

令和3年7月29日から令和3年8月20日

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率			経営健全化基準	備 考
	令和2年度	令和元年度	平成30年度		
① 水道事業会計	—	—	—	20.0	地方公営企業法適用
② 下水道事業会計	—	—	—		
③ 病院事業会計	8.6	6.9	4.7		
④ 市民太陽光発電所事業特別会計	—	—	—		地方公営企業法非適用
⑤ 工業用地造成事業特別会計	—	—	—		
⑥ 宅地造成事業特別会計	—	—	—		

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 水道事業会計の資金不足比率について

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額が△12億3,214万9千円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

② 下水道事業会計の資金不足比率について

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額が△1億4,707万円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、「―」と表示され、良い状態である。

③ 病院事業会計の資金不足比率について

令和2年度の資金不足比率は、8.6%で資金不足額が5億2,291万5千円発生しているが、健全化法に規定する経営健全化基準の20%を下回っている。

④ 市民太陽光発電所事業特別会計の資金不足比率について

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額が△1,797万7千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

⑤ 工業用地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額が△2,864万4千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

⑥ 宅地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額が△4,558万9千円のため、前年度と同様に「―」と表示され、良い状態である。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計は、平成30年度以降、資金不足比率が発生している。他の事業会計については、資金不足比率が発生していないため、特に問題点は認められなかった。

市立病院については、常勤医師数が慢性的に不足しており、さらに、新型コロナウイルス感染症による受診控えや感染発生に伴う入院・外来を制限したことによる収益面での影響により、経営環境は非常に厳しい状況である。

今般の状況は、病院経営にも大きな影響を及ぼすことが懸念されるが、今後も本市の地域医療の中核として、より質の高い医療を安定して提供し続けるために、より一層の経営の効率化を図り、健全かつ安定した経営基盤を目指し、職員一丸となって取り組まれるよう強く求める。

健全化判断比率等審査資料

資料 1 健全化判断比率の状況

資料 2 資金不足比率の状況

資料1

健全化判断比率の状況

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	備 考
実 質 赤 字 比 率	△ 4.31	△ 3.79	△ 3.75	
連 結 実 質 赤 字 比 率	△ 11.64	△ 12.99	△ 11.93	
実 質 公 債 費 比 率	12.3	12.4	11.4	
(3年平均)				
単 年 度	12.42379	12.39957	12.28518	
将 来 負 担 比 率	129.2	137.9	127.1	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字の場合、マイナス表記となる。

(2) 早期健全化基準

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	備 考
実 質 赤 字 比 率	12.46	12.51	12.49	
連 結 実 質 赤 字 比 率	17.46	17.51	17.49	
実 質 公 債 費 比 率	25.0	25.0	25.0	
将 来 負 担 比 率	350.0	350.0	350.0	

資料2

資金不足比率の状況

(単位：%、千円)

公営企業会計名		令和2年度			令和元年度		
		資金不足比率	資金不足額	事業の規模	資金不足比率	資金不足額	事業の規模
法 適 用	水道事業会計	—	△1,232,149	1,039,917	—	△1,242,049	1,096,399
	下水道事業会計	—	△147,070	502,875			
	病院事業会計	8.6	522,915	6,062,778	6.9	428,351	6,179,442
法 非 適 用	集落排水事業特別会計				—	△49,562	93,709
	公共下水道事業特別会計				—	△339,498	352,507
	浄化槽整備事業特別会計				—	△112,246	40,512
	市民太陽光発電所事業特別会計	—	△17,977	46,524	—	△16,900	47,233
	工業用地造成事業特別会計	—	△28,644	28,644	—	△30,288	30,288
	宅地造成事業特別会計	—	△45,589	45,589	—	△45,688	45,688

※資金不足額は、黒字の場合、マイナス表記となる。

※集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽整備事業の各特別会計は、令和2年4月1日から下水道事業会計に移行した。

経営健全化基準	20.0
---------	------